

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 18 日 (火) 第3332号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ○公有水面の埋立ての免許の出願            | (港湾空港課取扱い) 1 |
| ○公有水面の埋立免許に係る埋立地の用途変更の許可申請 | (港湾空港課取扱い) 2 |
| ○公有水面の埋立ての承認の出願            | (港湾空港課取扱い) 3 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第820号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成29年7月18日から同年8月7日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成29年 7 月 18 日

志布志港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

## 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 三反園訓

## 2 埋立区域

## (1) 位置

志布志市志布志町志布志字若浜3326番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を結ぶ平成9年4月9日付け鹿児島県指令港第14号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.26メートルにより決定）、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ平成9年4月9日付け鹿児島県指令港第14号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.26メートルにより決定）、⑫の地点と⑬の地点を結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 志布志市志布志町安楽字別府1957番1の国土地理院中園四等三角点（北緯31度28分08秒2119，東経131度05分00秒7142）（以下「基点」という。）から149度12分54秒1, 206.89メートルの地点

②の地点 ①の地点から240度49分56秒29.60メートルの地点

③の地点 ②の地点から330度49分56秒2.80メートルの地点

④の地点 ③の地点から240度49分56秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から330度49分56秒17.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から240度49分56秒320.00メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から150度49分56秒17.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から240度49分56秒30.00メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から150度49分56秒2.80メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から240度49分56秒84.11メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から330度50分00秒48.39メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から60度50分00秒477.07メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から60度50分00秒0.14メートルの地点

(3) 面積

16,986.85平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

志布志市志布志町安楽字汐掛296番1, 296番15, 296番14, 296番2, 296番7及び296番6の地内並びに同市志布志町志布志字若浜3327番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊦の地点 基点から155度42分14秒865.61メートルの地点
- ㊧の地点 ㊦の地点から132度03分24秒521.90メートルの地点
- ㊨の地点 ㊧の地点から240度49分56秒764.01メートルの地点
- ㊩の地点 ㊨の地点から330度55分13秒366.23メートルの地点
- ㊪の地点 ㊩の地点から49度28分23秒65.76メートルの地点
- ㊫の地点 ㊪の地点から15度41分18秒159.52メートルの地点

(3) 面積

321,237.48平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 出願年月日

平成29年 6 月 29 日

鹿児島県告示第821号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関し埋立地の用途の変更の許可申請があった。

なお、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成29年7月18日から同年8月7日までの間鹿児島県土木部港湾空港課及び大隅地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成29年 7 月 18 日

志布志港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

1 申請者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島市鴨池新町10番1号

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年 4 月 9 日

指令港第14号

3 埋立地の用途の変更の内容

変 更 前			変 更 後		
用 途	配 置	規 模	用 途	配 置	規 模
埠頭用地	埋立地の東南側に	約37.8ha	埠頭用地	変更なし	変更なし

保管施設 用地	位置 埋立地の北西側の 中央部にあつて、埠 頭用地と道路用地② の間に位置	約25.1ha	保管施設 用地	変更なし	約25.0ha
緑地	① 埋立地の西側に 位置 ② 埋立地の北側に 位置	約16.1ha	緑地	変更なし	変更なし
道路用地	① 埠頭用地、保管 施設用地、道路用 地②及び緑地②と 緑地①の間に位置 ② 保管施設用地と 緑地②の間に位置	約5.7ha	道路用地	① 埠頭用地、保管 施設用地、道路用 地②及び緑地②と 緑地①の間に位置 ② 保管施設用地と 緑地②の間に位置 A 埋立地の北東側 に位置	約5.8ha

- 4 申請年月日  
平成29年 6 月 29 日

#### 鹿児島県告示第822号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成29年7月18日から同年8月7日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成29年 7 月 18 日

志布志港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 出願に係る官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局長 小平田浩司

- 2 埋立区域

- (1) 位置

志布志市志布志町志布志字若浜3326番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面

- (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 志布志市志布志町安楽字別府1957番1の国土地理院中園四等三角点（北緯31度28分08秒2119，東経131度05分00秒7142）（以下「基点」という。）から150度37分14秒1, 206.42メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から240度49分56秒380.00メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から330度49分56秒2.80メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から60度49分56秒30.00メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から330度49分56秒17.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から60度49分56秒320.00メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から150度49分56秒17.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から60度49分56秒30.00メートルの地点

- (3) 面積  
6,504.00平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置  
志布志市志布志町志布志字若浜3327番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面
- (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊷の地点とを結んだ線により囲まれた区域
- ㊶の地点 基点から154度48分31秒898.76メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から132度00分45秒486.00メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から240度49分56秒550.00メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から330度50分00秒460.00メートルの地点
- (3) 面積  
216,943.53平方メートル
- 4 埋立地の用途  
埠頭用地
- 5 出願年月日  
平成29年7月3日